

## 上越地域合併協議会における協議事項

上越地域合併協議会規約第3条第1項各号に掲げる事務として上越地域合併協議会において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

### 1 構成市町村の合併に関する協議（規約第3条第1項第1号）として協議する事項

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の事務所の位置
- (4) 財産の取扱い
- (5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- (6) 農業委員会の取扱い
- (7) 一般職の職員の身分の取扱い
- (8) 特別職の身分の取扱い
- (9) 本庁及び支所の行政組織の取扱い
- (10) 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い
- (11) 一部事務組合等の取扱い
- (12) 公社、第三セクター等の取扱い
- (13) 町名・字名の取扱い
- (14) 慣行の取扱い
- (15) 各種事務事業の取扱い

### 2 市町村建設計画の作成（規約第3条第1項第2号）のため協議する事項

- (1) 計画策定の方針
- (2) 新市建設の基本方針
- (3) 新市の施策及び事業
- (4) 財政計画

### 3 構成市町村の合併に関し必要な事務（規約第3条第1項第3号）として他の合併協議と並行して協議する事項

- (1) 新市の名称
- (2) 自治基本条例